平成２４年（フ）第１６９号
新潟県新発田市緑町３丁目４番27号
債務者　鈴木　　宣
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　　充
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月８日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年４月24日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第３３号
堺市堺区浅香山町３丁12番15―806号
債務者　道本　一夫
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土田　泰弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年４月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第１７号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏3178番地　レオパレス松前２―103、旧住所埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏3165番地　レオパレスキャトルセゾン104号
債務者　小平　真人
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小木　　出
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月10日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年４月26日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２４号
大阪府藤井寺市北岡１丁目５番17号、前住所大阪府藤井寺市野中５丁目13番９号
債務者　中野　寿進
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　土生　康晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第５６号
京都府京丹後市大宮町口大野384番地の１
債務者　堀　　格
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤居　弘之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２５年（フ）第６号
北海道苫小牧市拓勇西町２丁目13番地の15　ハピネス102
債務者　長谷川光雄
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　邨山　達哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月24日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２２１１号
札幌市北区拓北４条４丁目９番８号
債務者　小林　悦子
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４４５号
福島県田村市都路町古道北町４―６　鹿島建設宿舎日環企業株式会社内、住民票上の住所札幌市東区北45条東５丁目５番29―２号　フォーレスト45Ⅲ205号
債務者　久保　孝行
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５８２号
札幌市白石区北郷３条７丁目３番７号
債務者　熊木登喜子（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６６２号
札幌市西区西野11条９丁目３番23号
債務者　佐藤　安夫
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７６７号
札幌市白石区南郷通２丁目北３番13―101号
債務者　佐賀山清彦
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８４６号
宮城県仙台市太白区郡山８丁目４番１号　鈴木アパート２、申立時の住所札幌市豊平区平岸４条10丁目４番20号　シャーメゾンアメニテ202号菖蒲川拓也方
債務者　丸山　　優（旧姓里見）
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８６４号
札幌市西区西町南16丁目２番18号
債務者　新妻千鶴江（旧姓千葉）
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８７７号
北海道北広島市共栄町１丁目１番地７　吉田アパートＣ号
債務者　桑畠　光男
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８９４号
札幌市白石区本郷通13丁目北２番23号　クリスタルハウス５号
債務者　佐々木むつみ
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９２０号
北海道恵庭市黄金北２丁目４番地10　エクセレンス201号
債務者　浦中　浩光
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部